

令和2年度博物館異分野連携モデル構築事業委託業務  
に係る企画案審査要領

令和2年7月17日  
文化庁企画調整課

1. 審査方法

外部有識者等5名以内による「令和2年度博物館異分野連携モデル構築事業協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において、書類選考を実施する。委員は、提出された企画案ごとに、下記「4. 評価要素」について「3. 評価基準」により評価し、「4.

（1）事業実施主体に関する評価」①、②、⑤及び「4.（2）事業の内容に関する評価」①、②、⑤について、2倍したものを得点とし、企画案ごとの合計点を算定することとする。

2. 選考の期間

令和2年8月19日（水）～8月26日（水）（予定）

3. 評価基準

（1）「4.（1）事業実施主体に関する評価」及び「4.（2）事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点    優れている＝4点    普通＝3点  
やや劣っている＝2点    劣っている＝1点

（2）「4.（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.7点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.4点
- ・認定段階3＝2.1点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.8点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.4点
- ・プラチナくるみん認定＝2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

#### 4. 評価要素

##### （1）事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる、または遂行した実施体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

##### （2）事業内容に関する評価

- ① 企画提案書に記載された事業の趣旨・目的が、令和2年度博物館異分野連携モデル構築事業の目的に沿ったものであること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業で得られる成果について、社会や業界全体へ還元される報告となることが期待できること。
- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

##### （3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## 5. 委託先の決定

協力者会議の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。原則として、各評価項目の得点合計が最も高いものから採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

## 6. 企画内容等の変更

企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

## 7. その他

### (1) 委員の遵守事項

#### ア 審査の公正、公平性の確保

選定委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。また、選定委員と競走参加者の間に利害関係が生じている場合は、原則として、以下の通り取り扱うものとする。

#### イ 利害関係の範囲

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で選定委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 委員が、競争参加者から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ④ 委員が、申請する中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合（選定委員が、申請する団体において外部有識者として関与しているなど中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等）

#### ウ 利害関係者の報告

委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当者に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 委員と競争参加者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合  
委員は、その利害関係を有している競争参加者の審査から外れなければならない。
- ② それ以外の関係性を有している場合  
委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は協同参画者等も含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その競争参加者の審査から外れなければならない。この場合の見極めの判断は、協力者会議において行う。

協力者会議は、申し出のあった委員以外の委員の中から委員長を決め、委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、協力者会議はその判断を拒否することもできる。この場合、当該委員はその競争

参加者の審査から外れなければならない。また、当該委員自らがその競争参加者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該競争参加者の審査から必ず外れなければならない。

(競争参加者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)

- ・ 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密な競争研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究會メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・ 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業部署に所属している者
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

③ 委員の再選定

委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、該当する委員を選定し直さなければならない。

エ 秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。